

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
4月1日
(水曜日)

目 次

訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）……………



山口県訓令第四号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関
 会 計 管 理 局
 山 口 県 教 育 庁
 各 教 育 機 関
 山 口 県 警 察 本 部
 各 警 察 署
 山 口 県 議 会 事 務 局
 山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局
 山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局
 山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局
 山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十一年四月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一の項の(イ)の(ハ)中「財政課長 会計課長」を「財政課長（山口県収入証紙条例（昭和39年山口県条例第8号）第7条ただし書に該当する場合を除く。） 会計課長」と改め、別表第一の二の表一の項の(イ)から(ロ)までを次のように改める。

(4) 公有財産の引継ぎ規則(財産規則第24条)	台帳価額が200万円以上のもの						総務部長(経田以下同じ。)
	台帳価額が200万円未満のもの						
(5) 所管財産規程(第27条第1項一第1項)	台帳価額が200万円以上のもの						管財課長
	台帳価額が200万円未満のもの						
(6) 行政財産の用途変更(財産規則第28条)	台帳価額が200万円以上のもの						総務部長
	台帳価額が200万円未満のもの						管財課長

別表第一の15の項を次のように改める。

4 職員の職務の種類や 成に関する規程(平成 2年山口県訓令第 3号。以下この項に おいて「訓令」とい う。)の施行に關す る事務	(1) 登録の出願の決定(訓令第4条第1項、第2項)								
	(2) 不服の申立ての決定等(訓令第8条第2項)								
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の訓令の施行に關すること。								

「(12)」に於ける「回覧中」を「(11)」と改むこととする。

(12) 組合施設の使用料の取消し(法第97条)

「(14)」に於ける「回覧中」を「(15)」と改むこととする。

「(17)」に於ける「回覧中」を「(18)」と改むこととする。

「(18)」に於ける「回覧中」を「(19)」と改むこととする。

「(19)」に於ける「回覧中」を「(20)」と改むこととする。

「(20)」に於ける「回覧中」を「(21)」と改むこととする。

「(21)」に於ける「回覧中」を「(22)」と改むこととする。

「(22)」に於ける「回覧中」を「(23)」と改むこととする。

「(23)」に於ける「回覧中」を「(24)」と改むこととする。

「(24)」に於ける「回覧中」を「(25)」と改むこととする。

「(25)」に於ける「回覧中」を「(26)」と改むこととする。

「(26)」に於ける「回覧中」を「(27)」と改むこととする。

「(27)」に於ける「回覧中」を「(28)」と改むこととする。

「(28)」に於ける「回覧中」を「(29)」と改むこととする。

「(29)」に於ける「回覧中」を「(30)」と改むこととする。

(1) 信託法(平成18年法律第108号)に規定する権限の行使(法第11条の26)

「(15)」に於ける「回覧中」を「(16)」と改むこととする。

「(16)」に於ける「回覧中」を「(17)」と改むこととする。

「(17)」に於ける「回覧中」を「(18)」と改むこととする。

(13) 監督上の命令(法第142条の5第2項)

「(16)」に於ける「回覧中」を「(17)」と改むこととする。

「(17)」に於ける「回覧中」を「(18)」と改むこととする。

「(18)」に於ける「回覧中」を「(19)」と改むこととする。

「(19)」に於ける「回覧中」を「(20)」と改むこととする。

「(20)」に於ける「回覧中」を「(21)」と改むこととする。

「(21)」に於ける「回覧中」を「(22)」と改むこととする。

「(22)」に於ける「回覧中」を「(23)」と改むこととする。

「(23)」に於ける「回覧中」を「(24)」と改むこととする。

「(24)」に於ける「回覧中」を「(25)」と改むこととする。

「(25)」に於ける「回覧中」を「(26)」と改むこととする。

「(26)」に於ける「回覧中」を「(27)」と改むこととする。

「(27)」に於ける「回覧中」を「(28)」と改むこととする。

「(28)」に於ける「回覧中」を「(29)」と改むこととする。

「(29)」に於ける「回覧中」を「(30)」と改むこととする。

(5) 仮理事の選任(法第33条の6)

「(30)」に於ける「回覧中」を「(31)」と改むこととする。

「(31)」に於ける「回覧中」を「(32)」と改むこととする。

「(32)」に於ける「回覧中」を「(33)」と改むこととする。

「(33)」に於ける「回覧中」を「(34)」と改むこととする。

「(34)」に於ける「回覧中」を「(35)」と改むこととする。

「(35)」に於ける「回覧中」を「(36)」と改むこととする。

「(36)」に於ける「回覧中」を「(37)」と改むこととする。

「(37)」に於ける「回覧中」を「(38)」と改むこととする。

「(38)」に於ける「回覧中」を「(39)」と改むこととする。

「(39)」に於ける「回覧中」を「(40)」と改むこととする。

「(40)」に於ける「回覧中」を「(41)」と改むこととする。

「(41)」に於ける「回覧中」を「(42)」と改むこととする。

「(42)」に於ける「回覧中」を「(43)」と改むこととする。

「(43)」に於ける「回覧中」を「(44)」と改むこととする。

「(44)」に於ける「回覧中」を「(45)」と改むこととする。

「(45)」に於ける「回覧中」を「(46)」と改むこととする。

「(46)」に於ける「回覧中」を「(47)」と改むこととする。

「(47)」に於ける「回覧中」を「(48)」と改むこととする。

「(48)」に於ける「回覧中」を「(49)」と改むこととする。

「(49)」に於ける「回覧中」を「(50)」と改むこととする。

「(50)」に於ける「回覧中」を「(51)」と改むこととする。

「(51)」に於ける「回覧中」を「(52)」と改むこととする。

「(52)」に於ける「回覧中」を「(53)」と改むこととする。

「(53)」に於ける「回覧中」を「(54)」と改むこととする。

「(54)」に於ける「回覧中」を「(55)」と改むこととする。

「(55)」に於ける「回覧中」を「(56)」と改むこととする。

「(56)」に於ける「回覧中」を「(57)」と改むこととする。

「(57)」に於ける「回覧中」を「(58)」と改むこととする。

「(58)」に於ける「回覧中」を「(59)」と改むこととする。

「(59)」に於ける「回覧中」を「(60)」と改むこととする。

「(60)」に於ける「回覧中」を「(61)」と改むこととする。

「(61)」に於ける「回覧中」を「(62)」と改むこととする。

「(62)」に於ける「回覧中」を「(63)」と改むこととする。

「(63)」に於ける「回覧中」を「(64)」と改むこととする。

「(64)」に於ける「回覧中」を「(65)」と改むこととする。

「(65)」に於ける「回覧中」を「(66)」と改むこととする。

「(66)」に於ける「回覧中」を「(67)」と改むこととする。

「(67)」に於ける「回覧中」を「(68)」と改むこととする。

「(68)」に於ける「回覧中」を「(69)」と改むこととする。

「(69)」に於ける「回覧中」を「(70)」と改むこととする。

「(70)」に於ける「回覧中」を「(71)」と改むこととする。

「(71)」に於ける「回覧中」を「(72)」と改むこととする。

「(72)」に於ける「回覧中」を「(73)」と改むこととする。

「(73)」に於ける「回覧中」を「(74)」と改むこととする。

「(74)」に於ける「回覧中」を「(75)」と改むこととする。

「(75)」に於ける「回覧中」を「(76)」と改むこととする。

「(76)」に於ける「回覧中」を「(77)」と改むこととする。

「(77)」に於ける「回覧中」を「(78)」と改むこととする。

「(78)」に於ける「回覧中」を「(79)」と改むこととする。

「(79)」に於ける「回覧中」を「(80)」と改むこととする。

1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号、以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 資料の提出(法第4条第3項)その他の法の施行に関すること。								
---	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の7の農業振興課の部8の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、同表農村整備課の部4の項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」と改め、別表第三の8の農林振興課の部1の項の(38)中「(38)」を「(41)」と改め、同項中(39)を(42)とし、(26)から(38)まで(26)から(38)までの前2次のものを加える。

(27) 特定埠頭の運営の事業の認定(法第54条の3第1項)									
(28) 港湾広域防災区域の同意(法第55条の3の2第2項)									

別表第三の8の農林振興課の部1の項の(26)中「第55条第1項」を「第54条の2第1項」と改め、同項中(26)を(27)とし、(27)から(29)までのものを加える。

(29) 港湾の開発、利用又は保全上特に必要がある区域等の指定等及び公示(法第37条の3第1項、第2項)									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の9の農林振興課の部1の項の(2)中「及び全国障害者スポーツ大会」及び「及び準備委員会」を削り、「選定」を「選定、開会式及び閉会式の運営」に、「募金及び協賛並びに全国障害者スポーツ大会の開催の準備」を「並びに募金及び協賛」に改め、同表技術振興課の部1の項の(1)を削る。

1 全国障害者スポーツ大会の開催の準備に関する事務	(1) 全国障害者スポーツ大会の総合調整、開会式及び閉会式の運営、競技会場の整備、宿泊及び輸送並びに競技に関すること。	課長が特に重要と認めるもの							
		課長が特に重要と認めるもの以外のもの							

別表第三の10の委員会課の部3の項の(1)中「昭和39年山口県条例第8号。」を削る。

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。